

## 富士見荘指定居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 富士見荘指定居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多彩なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないように公正、中立に行うものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 富士見荘指定居宅介護支援事業所
- 二 所在地 岩手県八幡平柏台二丁目5番15号

### (実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人みちのく協会とする。

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務可）

管理者は事業所を代表し、従業員及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- 二 主任介護支援専門員 1名以上

主任介護支援専門員は、介護支援専門員の居宅介護支援が円滑に適正に行われるよう相談業務にあたるものとする。

- 三 介護支援専門員 2名以上

第2条の運営方針に基づく業務にあたる。

- 四 職員の資質向上のために、採用時及び定期的に研修を確保する。

- 五 職員が常に清潔及び健康を保持されるために必要な処置を行う。

### (営業日及び営業時間)

第6条 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月

3日までの日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

- 一 営業時間は午前8時30分から午後17時30分までとする。
- 二 電話等により、休日及び時間外を問わず連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- 一 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から身分証明を求められた時は提示するものとする。
- 二 指定居宅介護支援の提供を求められた時は、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確認する。
- 三 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 四 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する一か月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 五 要介護認定を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。
- 六 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がない場合は、業務の提供を拒否してはならない。
  - (1) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りとその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
  - (3) 以上のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を八幡平市に通知する。

(居宅介護支援の内容)

第8条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅介護サービス計画の作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

- (1) 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う。

[利用者への情報提供]

- (2) 居宅サービス計画作成開始に当っては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し利用者または、その家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

- (3) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に

抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき問題を把握する。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

(4) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

[担当者会議]

(5) 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。

[利用者の同意]

(6) 介護支援専門員は、利用者またはその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

## 二 サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

## 三 介護保険施設の紹介等

(1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入院、または入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用等の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の事業の実施地域については八幡平市（旧松尾村・西根町区域）とする。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、毎月岩手県国民健康保険団体連合会に対し、居宅介護サービス計画において位置付けられている指定居宅サービスのうち、法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第12条 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの

申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及び、その家族状況に関する書類を交付しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三 介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第14条 事業所は、身体拘束等の適正化の推進のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。
- 二 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(秘密保持)

第15条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所の会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から3月31日の会計期間とする。

- 2 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 介護支援専門員は、利用者に対し、特定の在宅サービス事業者等によるサービス利用の強要、または当該事業者からその対象として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 4 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他指定居宅介護支援の提供に関する整備をすると共にその完結の日から二年間保存する。

附則

- 1 この規程は平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成15年4月1日から実施する。

- 3 この規程は平成17年9月1日から実施する。
- 4 この規程は平成17年10月1日から実施する。
- 5 この規程は平成18年4月1日から実施する。
- 6 この規程は平成18年10月1日から実施する。
- 7 この規程は平成21年4月1日から実施する。
- 8 この規程は平成21年6月10日から実施する。
- 9 この規程は平成22年4月1日から実施する。
- 10 この規程は平成25年4月1日から実施する。
- 11 この規程は平成30年4月1日から実施する。
- 12 この規程は令和2年4月1日から実施する。
- 13 この規程は令和4年4月1日から実施する。  
(第13条虐待防止に関する事項の新設)
- 14 この規程は令和6年4月1日から実施する。  
(第14条身体拘束等の適正化に関する事項の新設)